

特別養護老人ホームみやざわ苑利用料金表（適用令和3年4月1日）

1. 基本サービス費（介護保険給付の自己負担分 ※高額介護サービス費に該当することがあります。）
 1割負担のかたは、下表の「1日の単位」×1（円）です。
 2割負担のかたは、〃 ×2（円）〃。
 3割負担のかたは 〃 ×3（円）〃。

1日の単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	661	730	803	874	942

（※令和3年9月30日まで「1日の単価」及び下表の★に該当する加算について、0.1%加算。）

サービス提供体制及び入居者の状況により上記サービス費用に加算される金額

（※高額介護サービス費に該当することがあります。）

- 1割負担のかたは、下表の「1日の単位」×1（円）です。
 2割負担のかたは、〃 ×2（円）〃。
 3割負担のかたは 〃 ×3（円）〃。

区分	1日の単位	要件等
★日常生活継続支援加算	46	要介護4～5のかた、又は、認知症の重度のかた、もしくは、たん吸引等の必要なかたが一定割合おり、介護福祉士を一定割合以上配置
★看護体制加算Ⅰ（イ）	12	常勤の看護師を1名以上配置
★看護体制加算Ⅱ（イ）	23	看護職員を配置基準より多く配置し、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合
★夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46	夜勤職員を基準より1以上多く配置
★夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	61	夜勤職員を基準より1以上多く配置。なおかつ、喀痰吸引等が実施できる介護福祉士を1名以上配置している場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	入居者総数のうち、認知症の重度のかたが一定割合以上で、かつ認知症の専門的研修の修了者を2名以上配置し専門的な認知症ケアを実施の場合
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症のかたを個別の担当者を定めて本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日限度）	200	認知症の行動・心理症状があつて在宅生活が困難のため、緊急に入居が適当と医師が判断したかたに対し、サービスを提供
外泊時費用	246	入院か居宅に外泊の場合（1か月に6日を限度）
初期加算	30	入居した日から起算して30日以内
安全対策体制加算	20	安全対策担当者が配置され、組織的に安全対策を実施の場合（入居時に1回）
再入所時栄養連携加算	400 （1回の み）	入院後、施設の管理栄養士が入院先と連携のうえ栄養ケア計画を作成し再入所の場合

科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40 (月)	入居者一人ひとりの身体状態、栄養状態、口腔機能、認知症等のデータを検証しケアプランに反映、ケアの向上に取り組んだ場合
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50 (月)	必要に応じてサービス計画を見直し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合
★ADL維持等加算(Ⅰ)	30 (月)	入居者全員について評価し、厚生労働省に提出。6か月後から評価した値のADL利得の平均値が1以上の場合
★ADL維持等加算(Ⅱ)	60 (月)	Iの要件を満たし、ADL利得の平均値が2以上の場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 (月)	入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導を実施
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 (月)	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
栄養マネジメント強化加算	11	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施
経口維持加算	400 (月)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して、医師または歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して、入居者の栄養管理をするための食事観察および会議を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合
療養食加算	6 (回)	医師の食事箋に基づき、基準に適合した療養食を提供している場合
看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前45日以上31日以下)	72	医師が回復の見込みがないと診断したかたに対し、本人又は家族の同意を得て看取り介護を行った場合(退所翌月に死亡の場合、死亡月に入居の実績が無くても算定ルール上、一部負担を請求することがあります)
看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前4日以上30日以下)	144	〃
看取り介護加算Ⅰ(死亡日の前日及び前々日)	680	〃
看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	1,280	〃
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 (月)	褥瘡発生予防のため、定期的に評価し計画的に管理した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 (月)	施設入居時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 (月)	要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が入居時等に評価するとともに、6か月に1回、評価を経て支援計画を作成し、3か月に1回、見直しを行う場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 (月)	Iの要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる場合、入居時と比較して排尿・排便の状態の一方が改善した場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 (月)	Iの要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる場合、入居時と比較して排尿・排便の状態の一方が改善し、オムツ使用なしになった場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護職員のうち介護福祉士が80%以上または、勤務10年以上の介護福祉士が35%以上

介護職員処遇改善加算 I	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（介護職員等特定処遇改善加算を除く）の合計の 8.3% を加算
介護職員等特定処遇改善加算 I	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と適合するすべての加算（介護職員処遇改善加算を除く）の合計の 2.7% を加算

※在宅復帰などの際に必要な支援を行った場合に状況に応じ加算する場合があります。

- 在宅復帰支援機能加算（1日10単位）
- 在宅・入所相互利用加算（1日40単位）
- 退所前訪問相談援助加算（1回につき460単位）
- 退所後訪問相談援助加算1割のかた1回につき460単位
- 退所時相談援助加算（1回につき400単位）
- 退所前連携加算（1回につき500単位）

※高額介護サービス費

サービス費用（保険給付の本人負担）の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が長岡市への申請により払い戻されます（高額介護サービス費の支給）。

利用者負担区分	生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	市民税非課税世帯	一般	現役並み所得者
個人の上限額月	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円

2. 居住費（保険給付対象外、ただし所得の低いかたは市町村への申請により下記軽減あり）

1日あたりの居住費は、2,006円です。利用者負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額です。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	820円	820円	1,310円	2,006円

- 入院・外泊中の居住費
 - ・利用者負担第1～第3段階は、1か月に6日を限度に算定
 - ・利用者負担第4段階は、入院・外泊の日数どおり算定

3. 食費（保険給付対象外、ただし所得の低いかたは長岡市への申請により下記の軽減あり）

1日あたり 1,650円、です。（第4段階）

利用者負担限度額認定を受けているかた（第1～第3段階）は、「介護保険負担限度額認定証」の「食費の負担限度額」のとおりです。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300円	390円	650円	1,650円

4. その他日常生活にかかる諸費用 ※理美容費、行政手続き代行費、日用品補充等は実費をいただきます。

5. 家電用品電気使用料 テレビ、電気毛布、パソコン、ラジカセ等の家電用品持込使用料金として1日50円いただきます。

6. 日常生活代行管理費 1か月あたり500円です。

★社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難であるかたで軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、長岡市への申請により利用者負担の軽減を受けることができます。